



2025年1月16日

各 位

会 社 名 株式会社 REVOLUTION  
代表者の 代表取締役社長 新藤弘章  
役職氏名 (コード番号 8894 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員 C F O 齋藤洋佑  
電話番号 03-6627-3487

### 第6回および第7回新株予約権の買取り及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、残存する第6回および7回新株予約権を全て買取り、買取り後直ちに消却することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 新株予約権の買取り内容

##### 第6回新株予約権

(1) 割当日	2024年10月8日
(2) 新株予約権の総数	534,800個(1個につき10株)
(3) 発行価額	1個につき32円(1株につき0.32円)
(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式5,348,000株
(5) 新株予約権の残存数	534,800個
(6) 買取り価格	1個につき32円(1株につき0.32円)
(7) 買取り日及び消却日	2025年1月31日(予定)

※ 第6回新株予約権の詳細につきましては、2024年8月30日付「第三者割当による第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2024年10月8日付「第三者割当による普通株式の発行及び第6回新株予約権並びに第7回新株予約権に係る払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。

※ 当社は2024年10月21日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。その為、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当初の100株から10株となっております。

## 第7回新株予約権

(1) 割当日	2024年10月8日
(2) 新株予約権の総数	1,069,600個(1個につき10株)
(3) 発行価額	1個につき32円(1株につき0.32円)
(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式10,696,000株
(5) 新株予約権の残存数	1,069,600個
(6) 買取り価格	1個につき32円(1株につき0.32円)
(7) 買取り日及び消却日	2025年1月31日(予定)

※ 第7回新株予約権の詳細につきましては、2024年8月30日付「第三者割当による第7回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び2024年10月8日付「第三者割当による普通株式の発行及び第6回新株予約権並びに第7回新株予約権に係る払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。

※ 当社は2024年10月21日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。その為、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当初の100株から10株となっております。

## 2. 買取り及び消却の概要

当社は、2024年8月30日付「第三者割当による第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」および「第三者割当による第7回新株予約権の発行に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、インセンティブ付与の目的で新株予約権を発行いたしました。

一方で現状の当社株価を鑑みた際に、潜在株式比率の高さが株価上昇の抑止力の1つとなっており、その比率を下げるために第6回および第7回新株予約権（潜在株式数16,044,000株、希薄化率14.3%）の買取りが株価対策上重要であり、また少数株主の保護にも資すると判断しました。

そのため、第6回新株予約権発行要項13項(1)の規定および第7回新株予約権発行要項13項(1)の規定(※)に基づき、第6回および第7回新株予約権を取得する日を2025年1月31日として、その全てを第6回新株予約権者及び第7回新株予約権者のそれぞれから本新株予約権1個につき払込金額(32円)と同額で買取り、消却することを決定いたしました。

昨年2024年8月時点と比較してWeCapital社のシナジーの早期創出によって不確定要素が少なくなっている中で、2024年12月20日に「2024年10月期通期決算説明資料」の中で発表させていただいたとおり、当社では、2025年10月期においてEBITDAに近似しているのれん償却前の営業利益を1,542百万円と見込んでおり、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使条件の一部(当社の2025年10月期の連結EBITDA450百万円とする業績達成要件)を充足する確度が高まっていると判断しております。

当社において、当該新株予約権を2024年8月時点と同価格で買い取ることについての合理性を確認するために、当社と当該新株予約権者の双方から独立した第三者による本件買取価格に関する算定書について現在依頼しておりますが、本日中の入手は困難となっております。しかし、当社では、第6回新株予約権及び第7回新株予約権について上記理由を踏まえて当初発行価格よりも現在の新株予約権の価値が上がっていると想定しているなかで、当初発行価格で買い取ることについて当該新株予約権

者との間で合意に達することができたため、本買取り及び消却は少数株主にとっても有利な条件であると当社では考えております。

なお、上記理由に基づいて第6回および第7回の新株予約権は買取り及び消却を致しますが、引き続き当該新株予約権者とは当社グループの業績達成及び企業価値向上に向けた協業関係について変更はない旨を口頭にて相互確認しております。

また、第6回および第7回新株予約権の発行に伴う約35億円の調達資金の資金使途であった不動産取引及びM&A案件への充当については、不動産担保ローンやLBOローンなどを活用して金利を支払うことで対応する予定です。

そして、2024年12月20日に公表した「2024年10月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の2024年10月期の貴社の連結財務諸表において34億円の短期借入金、11億円の未払費用があると記載しておりますが、こちらについても第6回および第7回新株予約権による資金調達に依らずに本業である不動産売買によって返済していく予定です。

なお、他の全ての新株予約権の買取り及び消却についても取締役会において検討したものの、第8回新株予約権については潜在株式数2,500,000株(希薄化率2.2%)、第9回新株予約権についても3,364,400株(希薄化率3.0%)であり相対的に希薄化率が軽微である上、特に第9回新株予約権については株価1,000円のノックイン条項がある中で、現時点での市場への影響が少ないと判断しました。

また、第8回新株予約権及び第9回新株予約権にはそもそも第6回新株予約権発行要項13項(1)の規定および第7回新株予約権発行要項13項(1)のように取締役会において主体的に買取り請求ができる条項が含まれていないことから今回の買取り及び消却の検討対象から除外することとしました。

#### ※新株予約権発行要項13項(1)の抜粋

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知した上で、かかる通知で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。

### 3. 今後の見通し

第6回および第7回新株予約権の買取り及び消却について、今期の業績に与える影響は軽微であります。

以 上